

自己資本の充実の状況等について

当行は、自己資本比率規制（第1の柱）に関する金融庁告示第19号（以下、告示）の一部改正にともない、平成25年度末より、バーゼルⅢ基準により自己資本比率を算出しております。

以下の記載の開示事項は、金融庁告示第7号に基づく開示事項になります。

自己資本の構成に関する開示事項

●連結自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円、%)

項目	平成27年3月期		平成28年3月期	
	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額		
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	33,136		34,578	
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001		2,001	
うち、利益剰余金の額	31,194		32,637	
うち、自己株式の額(△)	—		—	
うち、社外流出予定額(△)	60		60	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	13		△35	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものとの額	13		△35	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,068		891	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,068		891	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,972		1,753	
非支配株主持分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	36,190		37,187	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	283	1,133	504	756
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	283	1,133	504	756
継延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	110	443	179	269
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、継延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、継延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	394		684	
自己資本				
自己資本の額((イ) - (口)) (ハ)	35,795		36,503	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	317,876		336,738	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	6,347		5,896	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）を除く。)	1,133		756	
うち、継延税金資産	—		—	
うち、退職給付に係る資産	443		269	
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	△100		—	
うち、上記以外に該当するものの額	4,870		4,870	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,731		17,637	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	335,608		354,375	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.66		10.30	

●単体自己資本比率（国内基準）

項目	平成27年3月期		平成28年3月期	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	32,445		33,976	
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001		2,001	
うち、利益剰余金の額	30,503		32,035	
うち、自己株式の額（△）	—		—	
うち、社外流出予定額（△）	60		60	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,043		855	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,043		855	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,972		1,753	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	35,461		36,584	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	283	1,133	503	755
うち、のれんに係るもの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	283	1,133	503	755
線延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	73	294	172	258
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、線延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、線延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（口）	357		676	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(口))	(ハ)	35,104		35,908

リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	318,224		337,454	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	6,198		5,885	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）を除く。）	1,133		755	
うち、線延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	294		258	
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	△100		—	
うち、上記以外に該当するものの額	4,870		4,870	
マーケット・リスク相当額の合計額をハリーセントで除して得た額	—		—	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハリーセントで除して得た額	17,309		17,179	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	335,533		354,634	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.46		10.12	

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項（第12条第3項第1号）

- イ. 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結範囲に含まれる会社に相違点はございません。
- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結グループに属する連結子会社は以下の2社です。
・岳洋産業株式会社（店舗用不動産の賃貸管理業）
・静岡中央信用保証株式会社（信用保証業務）
- ハ. 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はございません。
- 二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社はございません。
- ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

2. 自己資本調達手段の概要（第10条第3項第1号 第12条第3項第2号）

自己資本調達手段		概要
普通株式	24百万株	完全議決権株式
非累積的永久優先株式	一百萬株	
期限付劣後債務	一百萬株	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

※銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第10条第3項第2号）
※連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第12条第3項第3号）
当行では、良質な資産の積上げと着実な収益の積上げによる内部留保の拡大により充分な自己資本を確保するよう努めているとともに、自己資本比率等を指標として健全性を評価しております。また、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク（事業リスク、システムリスク他）等、当行の直面するリスクに関し、それぞれのカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、リスクに対して自己資本が十分であるかなど充実度を確認しております。

4. 信用リスクに関する事項（第10条第3項第3号 第12条第3項第4号）

イ. 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引相手先の信用状態の悪化等により、与信取引の価値が減少しないこと消滅し、損失を被るリスクをいいます。
当行では「信用リスク管理規程」に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理による「個別与信管理」（取引相手先ごとまたは取引ごとに信用リスクの状況を把握・判断）と、銀行全体のポートフォリオにおいて、特定の大口取引、業種、地域、与信形態など、同種のリスクへの過度の与信集中を回避するなど信用リスクの分散を図る「ポートフォリオ管理」（与信資産全体を一つの集合体として捉え、全体として信用リスクの状況を管理すること）を行っています。

「個別与信管理」については、審査部門が個別債務者毎、個別与信稟議毎に、信用状況、財務分析、資金使途、返済計画・能力等により適切な与信判断をするとともに、実行後は常に個別債務者の信用状況を把握し、定期的に信用格付を実施し、定期的に経営に報告するなど適切な事後管理に努めています。

「ポートフォリオ管理」は、銀行全体の与信ポートフォリオについて、信用リスク管理部署が、大口個社や大口与信グループ、業種別与信の集中度合等について、定期的にモニタリングを行うことにより、与信集中によるリスクを回避しているとともに、信用リスクの計量化、モニタリング結果を定期的に経営に報告するなど適切な管理に努めています。

※信用格付とは、行内の信用格付制度で、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングなどに利用しています。

○自己査定と償却・引当

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに債権回収の危険性の度合いに応じて資産分類を行うものです。

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準および償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。

「破綻懸念先」「破綻先」「実質破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、個別貸倒引当金の計上等を行っています。

□ 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトを判定する上で、すべてのエクスポートフォリオについて以下の4社の適格格付機関を使用しています。なお、証券化エクスポートフォリオの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・「R&I」「JCR」「Moody's」「S&P」

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

（第10条第3項第4号 第12条第3項第5号）

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信取引を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続きについては、当行が定める行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等を対象としており、行内規定に基づいて手続きを行っています。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保および適格保証、および、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては住宅金融融資支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
(第10条第3項第5号 第12条第3項第6号)
当行では、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

7. 証券化エクスポートに関する事項
(第10条第3項第6号 第12条第3項第7号)

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。
また、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品の購入はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項
(第10条第3項第7号 第12条第3項第8号)

当行では、自己資本比率算出においてマーケット・リスク相当額と準備完目的算入は行っておりません。

9. オペレーションナル・リスクに関する事項
(第10条第3項第8号 第12条第3項第9号)

イ. オペレーションナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーションナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、リスクに関する包括的な行内規定である「リスク管理基本規程」において、オペレーションナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク(リガルリスク)、風評(評判)リスク、有形資産リスク、人的リスク、その他オペレーションナル・リスクの7つに分類し、オペレーションナル・リスク管理規程を定め管理しています。

また、個別に行内規定を定め、各リスクについて、それぞれ業務部、システム部、コンプライアンス統括部、経営管理部、人事部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスクを統括する常務会に定期的にリスクの状況に関する報告を行っています。

ロ. オペレーションナル・リスク相当額算出に使用する手法

当行では、自己資本比率算出上のオペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては「基礎的手法」(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーションナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーションナル・リスク相当額とするものです。

10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要
(第10条第3項第9号 第12条第3項第10号)

出資等のリスク管理につきましては、資金証券部において定期的にリスクを評価し、その状況について、ALM委員会や取締役会等に報告を行っております。

市場リスクの計測は、バリュー・アット・リスク(以下、「VaR」という。)による分析を行い、VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しております。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項
(第10条第3項第10号 第12条第3項第11号)

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利や為替、株価などの変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいい、具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、資金証券部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計測

可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

資金証券部は、市場リスクの状況について、定期的にALM委員会に報告し、ALM委員会が全体の資産と負債のバランスを管理するための協議内容を取締役会等に報告しております。

ロ. 銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定(資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など)における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベース・ポイント・バリュー(BPV)(注1)、ギャップ分析(注2)、VaR(注3)などの計測手法を用いて、計測しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利が大きく変動した場合等に想定しうる損失額等の把握を行うとともに、バックテスティングにより、計測結果の検証を行っています。

(注1) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

(注2) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

(注3) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

定量的な開示事項

①第12条第4項第1号

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規程するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるものの、うち、規制上の所有自己資本を下回った会社の名称と所有自己資本を下回った額の総額
該当する会社はございません。

②第10条第4項1号、第12条第4項第2号（自己資本の充実度に関する事項）

2. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成27年3月期				平成28年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(A) (標準的手法)	318,224	12,728	317,876	12,715	337,454	13,498	336,738	13,469
【資産（オン・バランス）項目】計	316,879	12,675	316,532	12,661	335,534	13,421	334,817	13,392
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	7	0	7	0	7	0	7	0
地方三公社向け	2	0	2	0	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,889	115	2,889	115	2,957	118	2,957	118
法人等向け	109,595	4,383	109,595	4,383	110,696	4,427	110,696	4,427
中小企業等向け及び個人向け	45,626	1,825	45,588	1,823	47,150	1,886	47,114	1,884
抵当権付住宅ローン	48,803	1,952	48,798	1,951	50,952	2,038	50,935	2,037
不動産取得等事業向け	67,506	2,700	67,506	2,700	75,440	3,017	75,440	3,017
三月以上延滞等	429	17	624	24	553	22	735	29
取立未決済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,452	138	3,452	138	3,432	137	3,432	137
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	17,406	696	16,811	672	19,182	767	18,587	743
(うち出資等のエクスポージャー)	17,406	696	16,811	672	19,182	767	18,587	743
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	8,264	330	8,212	328	7,848	313	7,586	303
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250	10	250	10	—	—	—	—
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	2,346	93	2,185	87	2,422	96	2,053	82
(うち右記以外のエクスポージャー)	5,668	226	5,776	231	5,425	217	5,532	221
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	6,695	267	6,695	267	11,427	457	11,427	457
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	6,298	251	6,447	257	5,885	235	5,896	235
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 100	△ 4	△ 100	△ 4	—	—	—	—
【オフ・バランス取引等項目】計	1,344	53	1,344	53	1,920	76	1,920	76
原契約期間が1年以下のコミットメント	26	1	26	1	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	1,065	42	1,065	42	1,728	69	1,728	69
信用供与に直接的に代替する借入債務	252	10	252	10	192	7	192	7
(うち借入金の保証)	(252)	(10)	(252)	(10)	(192)	(7)	(192)	(7)
オペレーション・リスク（B） (基礎的手法)	17,309	692	17,731	709	17,179	687	17,637	705
総所要自己資本額（A）+（B）	—	—	13,421	—	13,424	—	14,185	—

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

③ 第10条第4項第2号、第12条第4項第3号（信用リスクに関する事項）

3. 信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポートジャーヤおよび三月以上延滞エクスポートジャーヤの期末残高

[単体]		(単位：百万円、%)												
		信用リスクに関するエクスポートジャーヤの期末残高						三月以上延滞エクスポートジャーヤの期末残高						
		貸出金、 その他の資産		有価証券		デリバティブ取引		貸出金、 その他の資産		有価証券		デリバティブ取引		
		27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	
国 内 計	612,958	636,968	486,199	508,699	126,758	128,268	—	—	2,927	1,973	—	—	3,416	2,436
国 外 計	3,401	2,301	—	—	3,401	2,301	—	—	—	—	3,401	2,301	—	—
地 域 別 合 計	616,360	639,270	486,199	508,699	130,160	130,570	—	—	2,927	1,973	—	—	3,416	2,436
製 造 業	78,739	78,212	54,580	54,282	24,159	23,930	—	—	8	92	—	—	8	92
農 業・林 業	168	229	168	229	—	—	—	—	0	—	—	—	0	—
漁 業	53	56	53	56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	14	12	14	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	36,440	34,744	35,016	33,421	1,423	1,323	—	—	174	75	—	—	174	75
電気・ガス・熱供給・水道業	1,098	1,848	691	1,443	406	405	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,649	1,748	1,019	1,146	629	602	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	11,871	12,034	8,829	9,165	3,042	2,869	—	—	—	1	—	—	—	1
卸 小 売 業	36,866	37,092	34,490	33,953	2,376	2,138	—	—	2,463	1,225	—	—	—	—
金融・保 険 業	34,422	42,423	24,343	34,025	10,078	8,397	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	16,429	15,787	14,006	13,047	2,423	2,739	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産賃貸管理業	23,046	27,848	22,662	27,464	384	384	—	—	—	391	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	4,161	4,118	4,161	4,118	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門技術サービス業	1,823	1,901	1,823	1,901	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	8,709	8,429	8,709	8,429	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	5,406	5,385	5,406	5,385	—	—	—	—	0	—	—	—	0	—
生活関連サービス業・娯楽業	5,034	4,378	5,034	4,378	—	—	—	—	—	42	—	—	—	42
教育・学習支援業	1,425	1,312	1,425	1,312	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療・福 祉	32,104	34,835	32,104	34,835	—	—	—	—	3	0	—	—	3	0
その他のサービス業	10,335	10,818	9,723	9,888	611	929	—	—	60	113	—	—	60	113
国・地方公共団体	71,794	65,910	1,975	1,894	69,818	64,015	—	—	—	—	—	—	—	—
個人による貸家業	67,052	71,765	67,052	71,765	—	—	—	—	41	—	—	—	41	—
個 人 人	134,992	139,534	134,992	139,534	—	—	—	—	175	29	—	—	664	493
そ の 他	32,718	38,841	17,912	17,008	14,805	21,833	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	616,360	639,270	486,199	508,699	130,160	130,570	—	—	2,927	1,973	—	—	3,416	2,436
1 年 以 下	55,844	62,405	51,235	53,999	4,608	8,406	—	—	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	43,131	42,502	33,525	22,630	19,606	19,871	—	—	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	66,375	63,525	34,083	38,763	32,292	24,762	—	—	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	37,537	39,252	34,796	36,684	2,741	2,568	—	—	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	84,986	76,763	39,953	38,811	45,032	37,951	—	—	—	—	—	—	—	—
10 年 超	259,171	271,675	256,112	261,331	3,058	10,343	—	—	—	—	—	—	—	—
期間のためのないもの	69,313	83,144	46,492	56,479	22,820	26,665	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	616,360	639,270	486,199	508,699	130,160	130,570	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、その他の資産」項目には、貸出金、コミットメント、現金預け金、コールローン等が計上されています。

2. 「三月以上延滞エクスポートジャーヤ」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌から3ヶ月以上延滞しているエクスポートジャーヤ、または引当金勘定前でリスク「ウェイ特」が150%以上であるエクスポートジャーヤ。

3. エクスポートジャーヤの内訳については、「貸出金、その他の資産」「有価証券」「デリバティブ取引」に区分し、從来業種別でその他に区分していたエクスポートジャーヤ等を詳細に区分し表示しております。

(注) 1. 「貸出金、その他の資産」項目には、貸出金、コミットメント、現金預け金、コールローン等が計上されています。

2. 「三月以上延滞エクスポートジャーヤ」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌から3ヶ月以上延滞しているエクスポートジャーヤ、または引当金勘定前でリスク「ウェイ特」が150%以上であるエクスポートジャーヤ。

3. エクスポートジャーヤの内訳については、「貸出金、その他の資産」「有価証券」「デリバティブ取引」に区分し、從来業種別でその他に区分していたエクスポートジャーヤ等を詳細に区分し表示しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、投資損失引当金勘定の期末残高および期中増減額

[単体]		(単位：百万円)												[連結]					
		期首残高			当期増減額			期末残高			期首残高			当期増減額			期末残高		
		27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期		
一般貸倒引当金		914	128	—	—	—	—	1,043	855	—	—	980	87	1,068	—	—	—		
個別貸倒引当金		4,308	4,555	—	—	—	—	3,752	3,752	—	—	4,695	4,170	4,170	—	—	—		
投資損失引当金		545	—	—	—	—	—	545	—	—	—	4,695	4,695	4,695	—	—	—		
合 計		5,768	5,768	5,768	5,768	5,768	5,768	5,341	5,341	5,341	5,341	5,675	5,675	5,675	5,239	5,239	5,239		

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

[単体]		(単位：百万円)												[連結]					
		期首残高			当期増減額			期末残高			期首残高			当期増減額			期末残高		
		27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期		
国 内 計	4,308	3,752	555	483	—	—	—	3,752	3,752	—	—	4,695	4,170	4,170	—	—	—		
国 外 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地 域 別 計	4,308	3,752	555	483	—	—	—	3,752	3,752	—	—	4,695	4,170	4,170	—	—	—		
製 造 業	411	424	12	56	—	—	—	424	424	—	—	411	424	424	—	—	—		
農 業・林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建 設 業	17	308	290	287	—	—	—	308	287	—	—	17	308	290	—	—	—		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
卸 小 売 業	2,463	2,431	31	1,188	—	—	—	2,431	2,431	—	—	2,463	2,431	2,431	—	—	—		
金融・保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不 動 産 業	582	44	538	8	44	52	—	500	500	—	—	582	44	538	8	44	52		
不動産賃貸管理業	148	100	48	193	—	—	—	100	193										

●業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却			
	単体		連結	
	27年3月期	28年3月期	27年3月期	28年3月期
製造業	—	—	—	—
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—
卸・小売業	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—
不動産賃貸管理業	—	—	—	—
物品販賣業	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—
その他サービス	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人による貸家業	—	—	—	—
個人	—	—	—	—
その他の業種	—	—	—	—
業種別計	—	—	—	—

●リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

[単体]

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクspoージャーの額			
	27年3月期		28年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	120,529	—	116,987
10%	—	42,212	—	45,067
20%	18,848	1,011	18,585	—
35%	—	140,446	—	147,185
50%	16,861	162	17,506	46
75%	—	63,794	—	65,178
100%	14,540	193,920	12,626	211,404
150%	100	1,300	—	1,470
250%	—	938	—	968
1,250%	—	—	—	—
合計	50,350	564,315	48,719	588,310

(注) 1.「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。

2.「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

[連結]

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクspoージャーの額			
	27年3月期		28年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	121,938	—	117,794
10%	—	42,212	—	45,067
20%	18,848	1,011	18,585	—
35%	—	140,445	—	147,136
50%	16,861	208	17,506	61
75%	—	63,750	—	65,131
100%	14,540	193,488	12,626	210,897
150%	100	1,406	—	1,607
250%	—	1,009	—	821
1,250%	—	—	—	—
合計	50,350	565,472	48,719	588,517

(注) 1.「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクspoージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクspoージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。

2.「格付適用」エクspoージャーには、原債務者の格付を適用しているエクspoージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクspoージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクspoージャーが含まれる。

④ 第10条第4項第3号、第12条第4項第4号（信用リスク削減手法に関する事項）

4. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額

(単位：百万円)

	27年3月期		28年3月期	
	単体	連結	単体	連結
適格金融資産担保が適用されたエクspoージャー	2,877	2,877	1,572	1,572
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー	48	48	20	20

⑤ 第10条第4項第4号、第12条第4項第5号（派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項）

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引はございません。

⑥ 第10条第4項5号、第12条第4項6号（証券化工クspoージャーに関する事項）

6. 証券化工クspoージャーに関する事項

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。また、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品の購入はありません。

⑦ 第10条第4項第7号、第12条第4項第8号（銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項）

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクspoージャーに関する事項

●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

〔単体〕

(単位：百万円)

	27年3月期		28年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	22,595		20,665	
上記に該当しない出資等	2,215		2,152	
合 計	24,810	24,810	22,817	22,817

〔連結〕

(単位：百万円)

	27年3月期		28年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	22,595		20,665	
上記に該当しない出資等	1,075		1,012	
合 計	23,670	23,670	21,677	21,677

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	27年3月期		28年3月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	1,175	1,175	1,034	1,034
償却額	—	—	—	—

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	27年3月期		28年3月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	8,531	8,531	5,571	5,571
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

⑧ 第10条第4項9号、第12条第4項第10条（銀行勘定における金利リスクに対して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額）

8. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

●金利ショックに対する経済的価値の変動額と経済的価値低下率（アウトライヤー比率）

〔単体〕

(単位：百万円)

	27年3月期	28年3月期
金利ショックに対する経済的価値の変動額	1,398	1,186
経済的価値低下率（アウトライヤー比率）	3.98%	3.30%

〔連結〕

連結子会社の資産及び負債を加えた金利リスクは、銀行本体の金利リスクと比較して影響が軽微であると判断しており、そのため連結ベースでの計測は行っておりません。

(注) 1. 金利ショックは、保有期間1年、計測期間5年で計測される金利変動の01%タイル値と99%タイル値を採用しております。

2. コア預金を反映した上で、金利ショックに対する経済的価値の変動額を算出しております。

3. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく、長期間銀行に滞留する預金で「①過去5年の最低残高」、「②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高」、「③現在残高の50%相当額」の3項目のうち、最小の額を平均満期2.5年として算出しております。

4. 経済価値低下率（アウトライヤー比率）

バーゼルⅡ第2の柱のアウトライヤー規制における比率。

算出方法…金利リスク量 ÷ (自己資本の額)